

第 I 章 総 説

第 I 章 総 説

1. 検査所の沿革

近年のめざましいと畜頭数の増加と疾病の多様化に対応し、適正な検査機能を確立するために、昭和 49 年 4 月 1 日、宮崎県行政組織規則を改正して、県下に 2 食肉衛生検査所（本所）、2 支所を設置した。

昭和 55 年 4 月 1 日には、新設と畜場の創業に伴い 1 支所を、昭和 62 年 4 月 1 日に既存と畜場の増頭及び新設と畜場の創業に伴い 1 支所を新設した。また、平成 2 年 4 月 1 日、検査所の名称変更と牛肉の対米輸出に対応するために 1 支所を本所化し 3 本所 3 支所体制にした。また、平成 4 年 4 月 1 日から施行された食鳥検査に的確に対応するために、検査員の増員と検査所事務室及び食鳥処理場検査員室等の整備を図るとともに、認定小規模食鳥処理場の監視指導も検査所の所掌事務となった。そして、平成 6 年 4 月 1 日、組織改正に伴い 3 支所を本所化し 6 本所体制とし、併せて都城、高崎、都農食肉衛生検査所に副所長を配置した。さらに、平成 10 年 4 月 1 日から宮崎市の中核市移行に伴い宮崎食肉衛生検査所を宮崎市に移管し、5 検査所体制になり、小林、日向食肉衛生検査所に副所長を新たに配置し、組織の強化を図った。

なお、総合衛生管理システムの指導体制を強化するため平成 11 年 4 月 1 日に高崎、都農食肉衛生検査所に、平成 12 年 4 月 1 日に都城食肉衛生検査所に、平成 13 年 4 月 1 日に小林、日向食肉衛生検査所に衛生管理指導主幹を配置した。

平成 29 年 4 月 1 日に組織改正により、職員の指導体制を明確にし、若手職員の効果的な育成を図るとともに、多様化、高度化する衛生管理指導業務を衛生管理指導主幹によるものから複数の職員で対応するため、食肉衛生検査所において担当制を導入した。また、対米輸出認定施設がある高崎及び都農には、米国等の査察に対応するため、輸出指導担当を置いた。

1) 都城食肉衛生検査所

- | | |
|------------|---|
| 昭 49. 4. 1 | 宮崎県西部食肉衛生検査所として発足、都城市食肉センター及び小林市営と畜場を所管 |
| 昭 52. 9. | 検査所の拡充（増員、検査設備）に伴い庁舎を増改築（プレハブ棟） |
| 昭 55. 4. | 高崎支所の設置に伴い、所管区域の一部（小林市、えびの市、北諸県郡高崎町、西諸県郡）が改正されたことから、小林市営と畜場を高崎支所に移管 |
| 昭 56. 3. | 検査所庁舎新築移転 |
| 平 2. 4. 1 | 組織改正に伴い都城食肉衛生検査所に名称変更 |
| 平 4. 4. 1 | 食鳥検査法の施行に伴い、宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場（都城市上水流町）、(株)エビス商事（都城市豊満町）、(株)児湯食鳥都城工場（都城市横市町）の 3 食鳥処理場を所管 |
| 平 7. 4. 1 | 宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場（都城市上水流町）の所管を高崎食肉衛生検査所に移管 |
| 平 10. 4. 1 | 宮崎食肉衛生検査所の宮崎市移管に伴い、日南市・串間市・宮崎郡（佐土原町を除く）・東諸県郡・南那珂郡を新たに所管 |
| 平 16. 3. | 特殊疾病（BSE 等）検査室増築 |
| 平 18. 1. | 宮崎郡田野町が宮崎市に合併したことに伴い、宮崎郡田野町管内の認定小規模食鳥処理場の所管を宮崎市に移管。 |
| 平 19. 4. 1 | 都城市食肉センターは、指定管理者（都城ウエルネスミート（株））による管理に移行 |
| 平 22. 3. | 宮崎郡清武町が宮崎市に合併したことに伴い、宮崎郡清武町管内の認定小規模食鳥処理場の所管を宮崎市に移管 |
| 令 2. 4. 1 | 都城市食肉センターは令和 2 年 3 月廃止、都城ウエルネスミート（株）として操業開始 |
| 令 6. 10 19 | (株)児湯食鳥都城工場（都城市横市町）を廃止、(株)児湯食鳥新都城工場（都城市高城町）が操業を開始 |

2) 高崎食肉衛生検査所

- 昭 55. 4. 1 (株)宮崎くみあい食肉高崎工場(平成 13 年 5 月(株)ミヤチク高崎工場に改称)の設立創業に伴い、西部食肉衛生検査所高崎支所として発足、併せて小林市営と畜場(昭和 57 年 10 月 6 日小林市食肉センターに改称)を所管
- 昭 62. 4. 1 小林支所の設置に伴い、所管区域の一部(小林市、えびの市、西諸県郡)が改正されたことから、小林市食肉センターを小林支所に移管
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い高崎食肉衛生検査所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、(株)藤井物産高崎工場(高崎町)(平成 6 年 7 月(株)児湯食鳥高崎工場に改称)を所管
- 平 7. 4. 1 所管区域の改正に伴い宮崎くみあいチキンフーズ(株)南部工場(都城市上水流町)(令和元年 7 月宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場に改称)を所管
- 平 16. 3. 特殊疾病(BSE 等)検査室増築
- 平 28. 11. 女子休憩室増築
- 令 6.10.15 (株)児湯食鳥高崎工場廃止

3) 小林食肉衛生検査所

- 昭 62. 4. 1 小林市食肉センターの増頭及び(株)丸正えびの食肉センター(平成 4 年 6 月、(株)丸正フーズに改称)の設立創業に伴い、西部食肉衛生検査所小林支所として発足。小林市食肉センター及び(株)丸正フーズを所管
- 昭 63. 3. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い高崎食肉衛生検査所小林支所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、エビスプロイラーセンター(株)(野尻町)を所管
- 平 6. 4. 1 組織改正に伴い小林食肉衛生検査所に名称変更
- 平 16. 3. 特殊疾病(BSE 等)検査室増築
- 平 19. 6. 1 小林市食肉センターは、指定管理者(サンキョーミート(株))による管理に移行
- 平 28. 3. 女子休憩室増築
- 平 29. 4. 1 小林市食肉センターは平成 29 年 3 月廃止、サンキョーミート(株)霧島ミート工場として操業開始
- 平 30. 4. サンキョーミート(株)霧島ミートプラントへ改称

4) 都農食肉衛生検査所

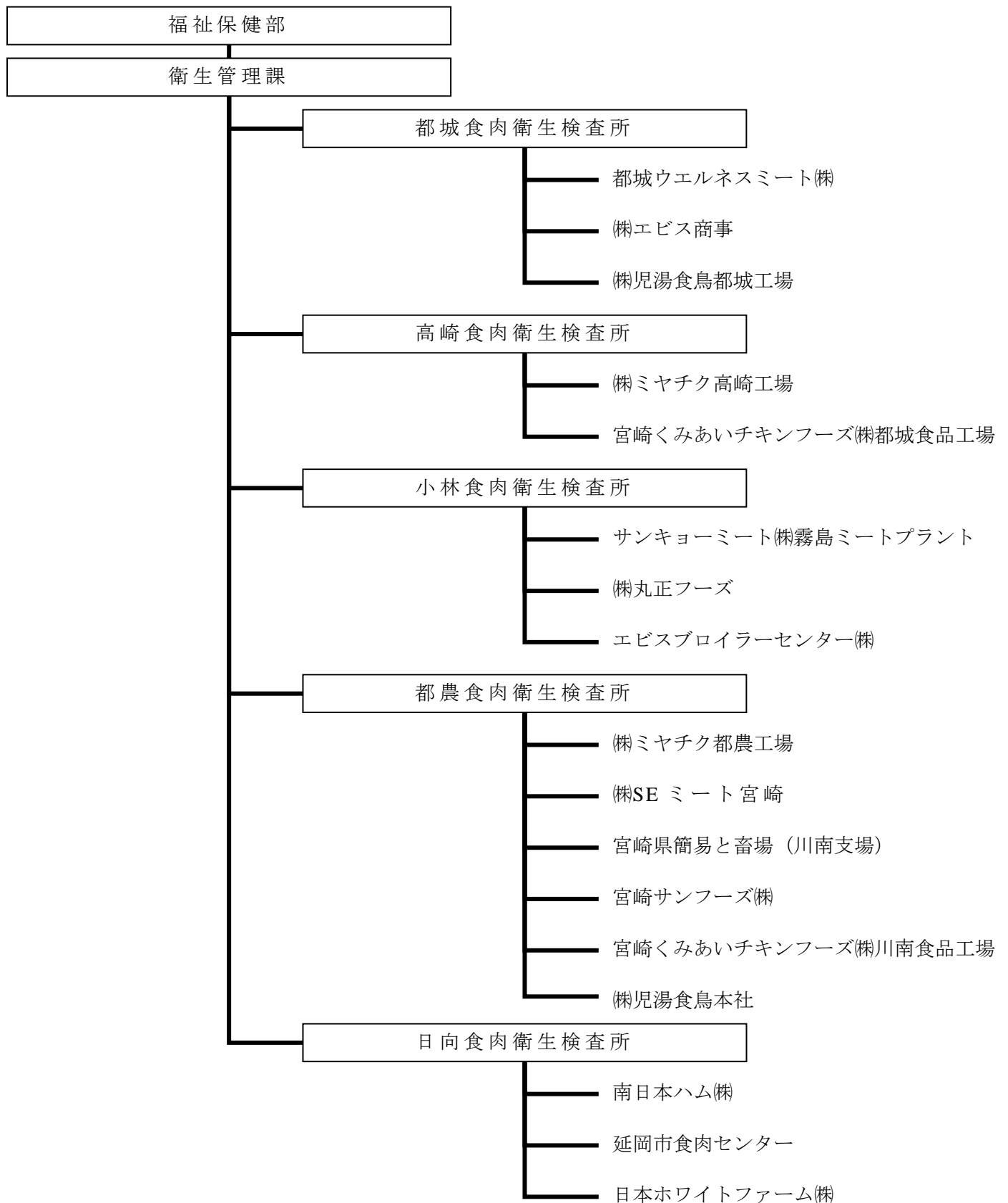
- 昭 47. 10. 1 宮崎県畜産公社の創業に伴い高鍋保健所都農と畜検査分室を設置
- 昭 49. 4. 1 宮崎県北部食肉衛生検査所として発足、(株)宮崎県畜産公社食肉流通施設(昭和 56 年 8 月高崎工場との合併により(株)宮崎くみあい食肉都農工場に名称変更、平成 13 年 5 月(株)ミヤチク都農工場に改称)、高鍋町営と畜場及び宮崎県総合農業試験場肉畜市場(昭和 59 年 4 月宮崎県畜産試験場川南支場に名称変更)を所管
- 昭 55. 3. 高鍋町営と畜場廃止
- 昭 55. 9. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い都農食肉衛生検査所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、(株)児湯食鳥川南工場(川南町)(平成 19 年 3 月、(株)児湯食鳥本社工場と名称変更)、南九州食品(株)宮崎工場(都農町)(平成 5 年 10 月に平成ファーム(株)宮崎工場と名称変更後、平成 11 年 3 月廃止)、宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)(令和 1 年 6 月、廃止)の 3 食鳥処理場を所管
- 平 7. 4. 1 所管区域の改正に伴い宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)を宮崎食肉衛生検査所に移管
- 平 10. 4. 1 宮崎食肉衛生検査所の宮崎市移行に伴い、宮崎ノーサン食品(株)(新富町)(平成 11 年 6 月 22 日に宮崎サンフーズ(株)と名称変更)、児湯養鶏農業協同組合成鶏肉処理加工工場(新富町)、宮崎くみあいチキンフーズ(株)中部工場(高鍋町)も所管

- 平 14. 6. 児湯養鶏農業協同組合成鶏肉処理加工工場が廃止し、7 月から同施設において有限会社二幸食鳥宮崎工場が操業を開始（平成 20 年 9 年、廃止）
- 平 16. 3. 特殊疾病（BSE 等）検査室増築
- 平 24. 2. 会議室増築
- 平 31. 4. (株)ミヤチク都農工場（新工場）が操業を開始
- 令 1. 7. 宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場が操業を開始
- 令 6. 2. (株)SE ミート宮崎が操業開始

5) 日向食肉衛生検査所

- 昭 49. 4. 宮崎県北部食肉衛生検査所日向支所として発足。延岡分室保有。南日本ハム(株)及び延岡市営と畜場（昭和 53 年 4 月の新築移転に伴い延岡市食肉センターと名称変更）を所管
- 昭 57. 3. 検査所庁舎新築移転
- 平 2. 4. 1 組織改正に伴い都農食肉衛生検査所日向支所に名称変更
- 平 4. 4. 1 食鳥検査法の施行に伴い、宮崎くみあいチキンフーズ(株)北部工場（日向市）（令和元年 6 月、廃止）、日本ブロイラー(株)（日向市）（平成 4 年 4 月、宮崎ファーム(株)と名称変更、平成 7 年 4 月、日本ホワイトファーム(株)と名称変更）の 2 食鳥処理場を所管
- 平 6. 4. 1 組織改正に伴い日向食肉衛生検査所に名称変更
- 平 16. 3. 特殊疾病（BSE 等）検査室増築
- 令 3. 3. 25 日向食肉衛生検査所延岡分室新設
- 令 3. 10. 26 日向食肉衛生検査所旧延岡分室解体

2. 検査所の機構（令和8年4月1日現在）



3. 検査所の所掌事務

宮崎県行政組織規則 154 条：食肉衛生検査所の所掌事務は次のとおりとする。

1. 獣畜のとさつ又は解体の検査に関すること。
2. 獣畜の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
3. 食鳥の検査及び試験研究に関すること。
4. と畜場及び食鳥処理場並びにそれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。

4. 食肉衛生検査所長事務委任事項

1. と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）による次の事務
(1、2 平成 9 年 4 月 1 日付) (3～9 平成 17 年 9 月 29 日付)
 - 1) 第 4 条第 3 項の規定による変更の届出の受理に関すること。
 - 2) 第 13 条第 1 項第 1 号の規定による届出の受理に関すること。
 - 3) 第 13 条第 3 項の規定による指示に関すること。
 - 4) 第 14 条第 1 項から第 5 項までの規定による検査に関すること。
 - 5) 第 14 条第 3 項第 2 号の規定によると畜場外への持ち出し許可に関すること。
 - 6) 第 16 条の規定による措置に関すること。
 - 7) 第 17 条第 1 項の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。
 - 8) 第 18 条第 1 項の規定により、施設の使用の制限又は停止を命ずること。
 - 9) 第 18 条第 2 項の規定により、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止すること。
2. と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条第 2 号の規定による許可に関すること。
3. と畜場法施行細則（平成 17 年宮崎県規則第 43 号）第 17 条第 1 項の規定による報告の受理に関すること。
4. 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）による次の事務
(3、5～8、15、16、18、19—平成 3 年 3 月 30 日付) (10、13、14、17—平成 4 年 4 月 1 日付)
(1、2、11、12—平成 9 年 4 月 1 日付) (4、9—令和 4 年 4 月 1 日付)
 - 1) 第 3 条の規定による食鳥処理の事業の許可（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
 - 2) 第 6 条第 1 項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可に関すること。
 - 3) 第 6 条第 3 項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。
 - 4) 第 7 条第 2 項の規定による届出の受理（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
 - 5) 第 8 条の規定による食鳥処理の事業の停止の命令に関すること。
 - 6) 第 9 条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令及び食鳥処理場の使用の禁止並びに食鳥処理の事業の停止の命令に関すること。
 - 7) 第 12 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
 - 8) 第 13 条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関すること。
 - 9) 第 14 条の規定による届出の受理（第 16 条第 1 項の規定による政令で定める数以下の食鳥処理の事業に係るものに限る。）に関すること。
 - 10) 第 15 条の規定による検査に関すること。
 - 11) 第 16 条第 1 項の規定による確認規定の認定に関すること。
 - 12) 第 16 条第 2 項の規定による確認規定の変更の認定に関すること。

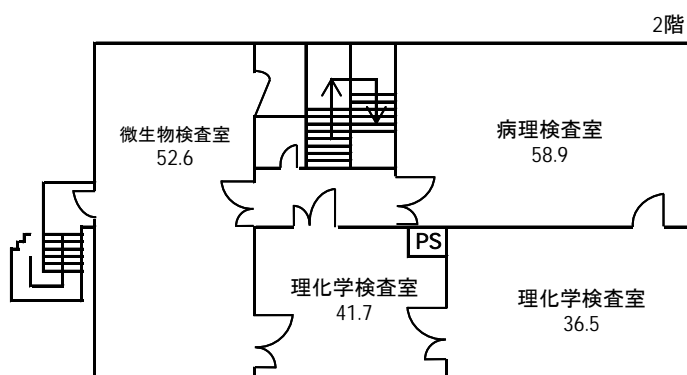
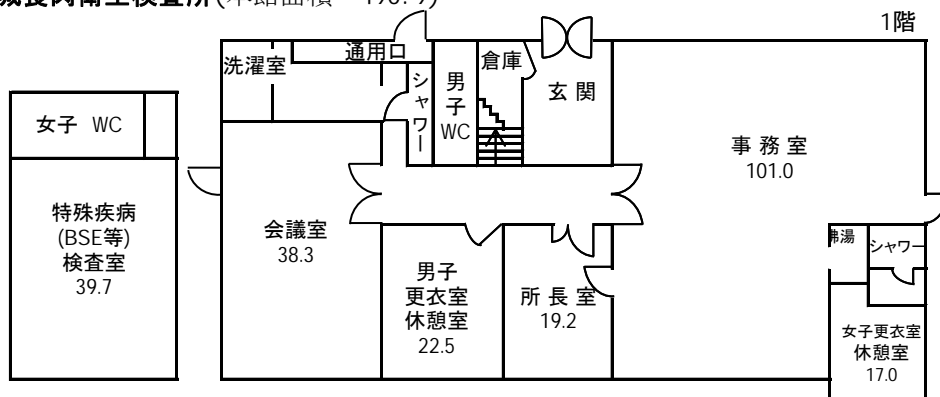
- 13) 第 16 条第 6 項の規定による食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関する事。
- 14) 第 16 条第 7 項の規定による確認の状況の報告の受理に関する事。
- 15) 第 16 条第 9 項の規定による技術的な指導及び助言に関する事。
- 16) 第 17 条第 1 項第 4 号の規定による食肉の販売の事業を行う者の届出の受理に関する事。
- 17) 第 20 条の規定による措置に関する事。
- 18) 第 37 条第 1 項の規定による業務の状況の報告の徴収に関する事。
- 19) 第 38 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び食鳥とたいの収去に関する事。
 - 4 の 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 3 年宮崎県規則第 39 号）第 11 条の規定による届出の受理に関する事。（令和 4 年 4 月 1 日付）
5. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による次の事務（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）（平成 4 年 4 月 1 日付）
 - 1) 第 28 条第 1 項の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
 - 2) 第 59 条の規定による廃棄及び廃棄の命令並びに食品衛生上の危害を防止するために必要な措置の命令に関する事。
6. 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律による次の事務（衛生管理課の所掌に属するものに限る。）（令和 2 年 4 月 1 日付）
 - 1) 第 15 条第 2 項の規定による輸出証明書の発行に関する事。
 - 2) 第 17 条第 4 項の規定による確認に関する事。
 - 3) 第 17 条第 5 項の規定による改善の要求に関する事。
 - 4) 第 53 条第 2 項の規定による報告又は物件の提出の要求、立入調査及び質問に関する事。
 - 5) 第 53 条第 5 項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関する事。

5. 検査所の所在地及び概要

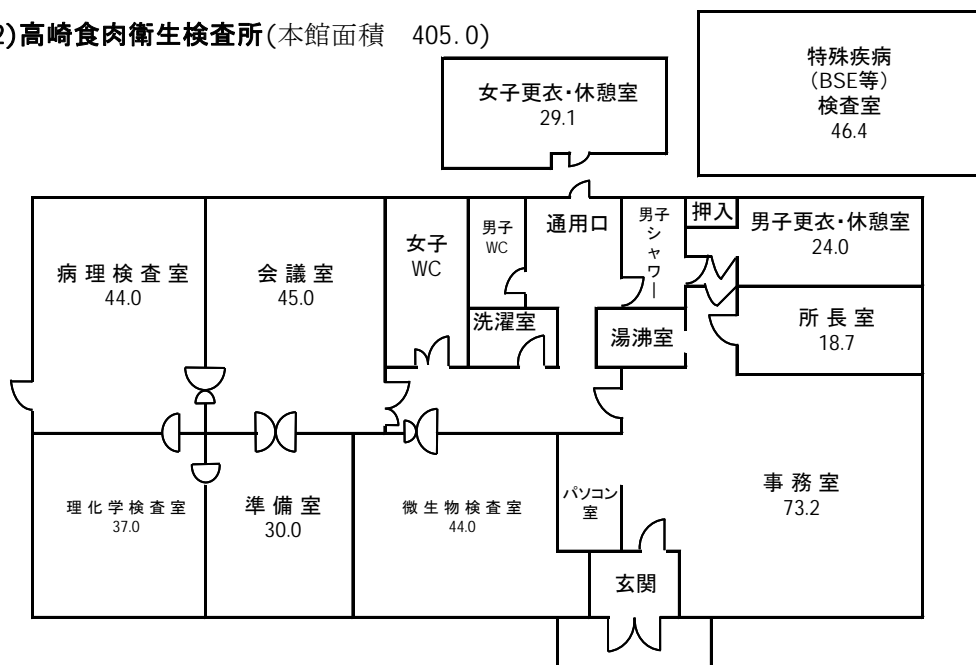
所在地	都城食肉衛生検査所	高崎食肉衛生検査所	小林食肉衛生検査所	えびの分室	都農食肉衛生検査所	日向食肉衛生検査所	延岡分室
敷地面積	〒885-0021 都城市平江町38号1番 TEL 0986-23-2294 FAX 0986-23-2301 949.9m ²	〒889-4505 都城市高崎町大牟田 4268番地1 TEL 0986-62-4364 FAX 0986-62-4348 1,697.13m ²	〒886-0004 小林市細野2472番地1 TEL 0984-22-6639 FAX 0984-22-8125 1,658.0m ²	〒889-4314 えびの市大字大河平 4633番地 100.0m ²	〒889-1201 児湯郡都農町川北 15530番地 TEL 0983-25-0949 FAX 0983-25-0488 1,745.7m ²	〒883-0021 日向市財光寺字長江 373番地 TEL 0982-54-2007 FAX 0982-54-2025 1,916.0m ²	〒882-0864 延岡市塩浜町 2丁目2052番地1 171.64m ²
本館	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)2階建 490.9m ² 木造平屋建 39.7m ²	鉄骨造平屋建 405.0m ² 木造平屋建 46.4m ² 鉄骨スレート建 車庫、動物舎併用 38.5m ²	鉄筋コンクリート 平屋建 397.0m ² 木造平屋建 46.4m ² 鉄骨スレート建 車庫、動物舎併用 36.0m ²	木造平屋建 37.9m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)平屋建 438.5m ² 木造平屋建 54.7m ² 動物舎 18.0m ² プロパン室 10.0m ² 会議室 50.9m ²	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)平屋建 409.5m ² 木造平屋建 46.4m ² 鉄骨スレート建20.0m ² トタン23.4m ² プロパン室 4.5m ² 女子休憩室 20.0m ²	木造平屋建 36.0m ²
特殊疾病(BSE)検査室	倉庫・プロパン室 10.0m ²	プロパン室 8.5m ² 女子休憩室 29.1m ²	プロパン室 2.1m ² 女子休憩室 36.8m ²				
動物の計	555.6m ²	527.5m ²	518.5m ²	37.9m ²	587.3m ²	523.7m ²	36.0m ²
建設費 (備品費を除く)	134,289千円	112,358千円	112,910千円	6,405千円	119,943千円	108,899千円	18,057千円
改築費							
敷地購入費	11,493千円	借地(有償)	8,491千円	借地(有償)	借地(有償)	43,598千円	借地(有償)
着工	昭55.9	昭55.1.22	昭62.10.20	平13.9.26	昭55.1.21	昭56.9.19	令2.11.24
完了	昭56.3.25	昭55.6.30	昭63.3.22	平13.12.17	昭55.9.30	昭57.3.22	令3.3.25

6. 検査所の平面図（単位：m²）

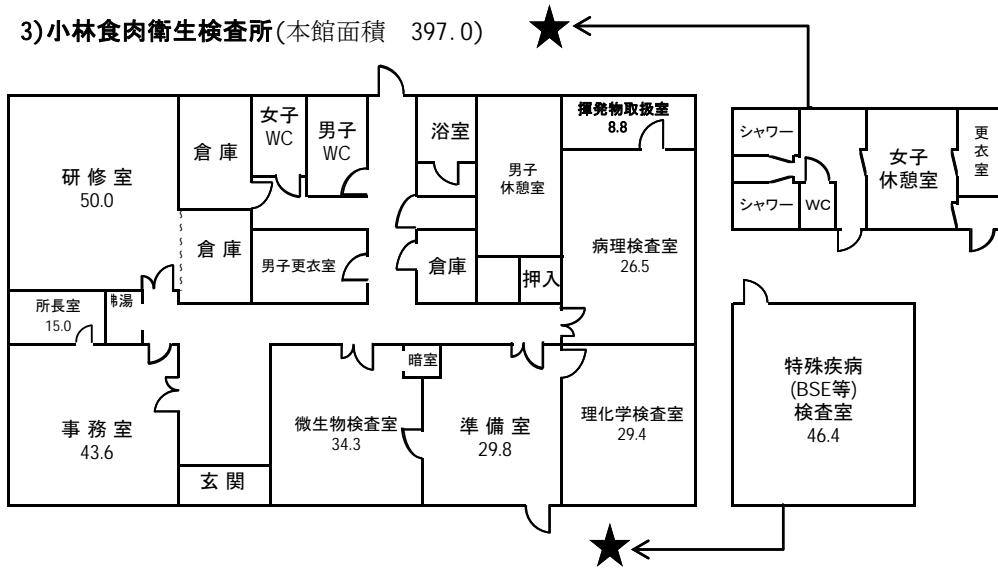
1) 都城食肉衛生検査所（本館面積 490.9）



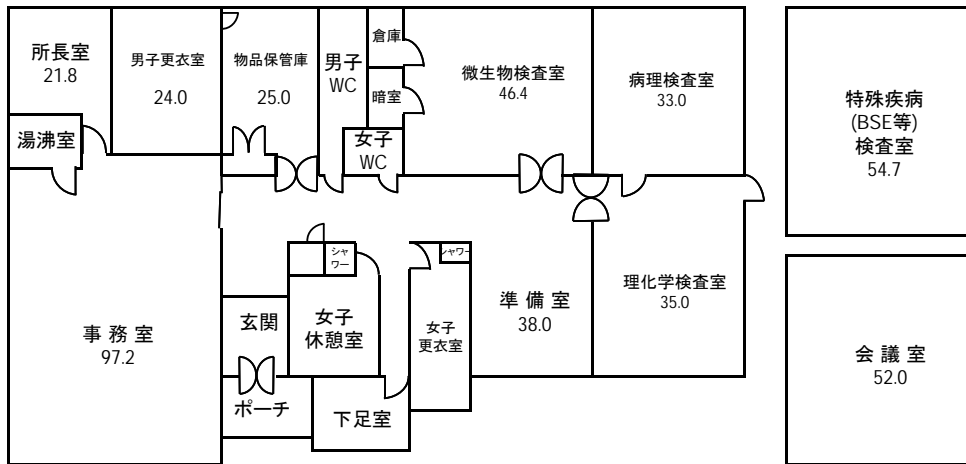
2) 高崎食肉衛生検査所（本館面積 405.0）



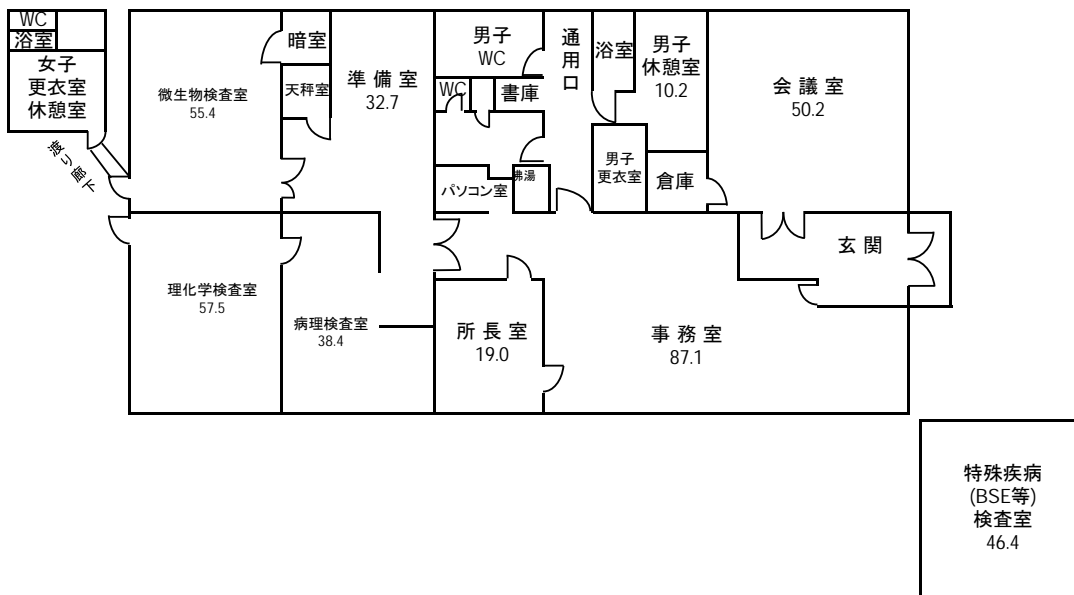
3) 小林食肉衛生検査所 (本館面積 397.0)



4) 都農食肉衛生検査所 (本館面積 438.5)



5) 日向食肉衛生検査所 (本館面積 409.5)



7. 検査所の年度別人員推移（令和8年4月1日現在）

年度	所長	副所長	衛生管理 指導主幹	主幹兼 主任	主任	主査	主任技師	技師	事務	嘱託 検査員	非常勤 事務	計
25	5	5	5	1	10	8	19	10	0	54	5	122
26	5	5	5	1	10	8	21	9	0	51	5	120
27	5	5	5	0	10	11	16	11	0	54	5	122
28	5	5	5	1	7	8	19	13	0	53	5	121

平成29年4月1日付け組織改正あり

年度	所長	副所長	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	嘱託 検査員	非常勤 事務	計
29	5	5	7	5	7	18	13	2	55	3	120
30	5	5	8	4	8	21	7	2	57	5	122
31	5	5	9	3	10	18	9	2	63	4	128

令和2年4月1日付け組織改正あり

年度	所長	副所長	専任主幹	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	再任用職員		会計年度任用職員		計
										専門主幹	専門主事	嘱託検査員	事務補助員	
2	5	5	0	5	4	12	14	11	2	0	1	67	7	133
3	5	5	0	4	5	15	14	9	3	1	1	63	6	131
4	5	5	0	5	5	13	13	9	3	2	1	62	7	130
5	5	5	0	7	3	14	10	9	3	2	1	63	7	129
6	5	4	3	4	5	16	10	7	3	2	1	62	9	131
7	5	5	0	3	6	19	5	11	3	0	1	72	9	139
8	5	5	0	2	9	19	6	9	4	0	0	71	9	139

8. 検査所の人員構成（令和8年4月1日現在）

検査所名	職名	所長	副所長	専任主幹	主幹	副主幹	主査	主任技師	技師	事務	再任用職員		会計年度任用職員		計
											専門主幹	専門主事	嘱託検査員	事務補助員	
都城食肉衛生検査所		1	1	0	1	0	4	1	2	1	0	0	18	1	30
高崎食肉衛生検査所		1	1	0	0	3	4	2	0	1	0	0	12	2	26
小林食肉衛生検査所		1	1	0	1	1	2	0	4	0	0	0	11	2	23
都農食肉衛生検査所		1	1	0	0	3	8	2	1	1	0	0	20	3	40
日向食肉衛生検査所		1	1	0	0	2	1	1	2	1	0	0	10	1	20
計		5	5	0	2	9	19	6	9	4	0	0	71	9	139

9. 検査手数料（令和8年4月1日現在）

単位：円

時間	畜種	牛	とく※1	馬	こま※2	豚	綿羊	山羊	食鳥
		時間内	760	380	760	380	350	170	170
特例時間外※3		980	490	980	490	460	220	220	—
時間外		1,520	760	1,520	760	700	340	340	4

※1 使用料及び手数料徴収条例では、生後12月未満の牛となっています。

※2 使用料及び手数料徴収条例では、生後12月未満の馬となっています。

※3 執務時間外のうち知事が別に指定する日時に該当する場合をいう。

（と畜検査手数料：平成17年4月1日改正）

10. 運用通知等

1) 切迫とさつの取扱要領（昭57.9.13部長通知）

切迫とさつの判定基準は、法に定めるもののほか、次のとおりとする。

共通事項

- 1 原因発生の直前まで、当該獣畜が健康であったことを獣医師により確認されたものであること。
- 2 切迫とさつを行った原因が、法の条項に該当する場合であっても、他に死期を早めるような疾病があつてはならない。
- 3 切迫とさつ後、原則として3時間以内であること。

個別事項

1 不慮の災害による負傷

急激な外圧又は電撃等によって解剖学的異常を起こし、又は虚脱状態となり、と畜場に搬入するまでに生命を維持できないもの。

(注) ① 感電、転落、交通事故等によるものは該当する。

② 疾病の治療中又は手術中の事故、運搬中の衰弱等は該当しない。

2 不慮の災害により救うべからざる状態

物理的又は地理的環境の急変によって、生命の危険にさらされ、生体のままで搬出できないもの。

(注) ① 当該獣畜が病弱なために搬出できないものは含まれない。

3 難産

(1) 胎児の娩出が著しく困難なことによって生ずる解剖学的異常（母畜体の損傷、器官の転位等）、出血等のために胎児娩出以前に母畜の生命維持が困難となったもの。

(2) 胎児の娩出が著しく困難であったために、胎児の娩出により、解剖学的異常（母畜体の損傷、器官の転位等）、出血等を起こしたことを獣医師が確認し、胎児娩出に引き続いて獣医師の診療を受けたもので、胎児娩出後数時間以内のもの。

(注) ① 豚の場合、1頭以上の胎児娩出以後の異常にあつては(2)を適用する。

② 胎児の娩出困難が陣痛異常、産道異常、胎児過大、胎児の失位以外の疾病によるものは含まない。

③ 帝王切開によるものは該当する。

4 産褥麻痺

出産後3日以内に突然失神、麻痺を主徴とした無熱の疾患で獣医師の生前診断を受けているもの。

(注) ① 本症については、低カルシウム血症であることを確認するよう努めること。又、低カルシウム血症となりうるその他の疾患の有無について注意すること。

② 産道感染その他により有熱のものは本病に該当しないものとする。

5 急性鼓張症

急性鼓張症を起こす原因が推測され、かつその他の疾患に罹患していないことが獣医師により証明されたもの。

(注) ① 慢性的に胃腸疾患のあるものに醗酵飼料を多給して、急性鼓張症を發した場合は該当しない。

② 食道梗塞に繼發するものについては該当する。

この要領は、昭和57年10月1日より施行する。

2) 宮崎県食肉衛生検査所研究会運営要領（平 27. 3. 20 部長通知）

1 趣 旨

この要領は、宮崎県食肉衛生検査所研究会（以下「研究会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

2 目 的

食肉、食鳥肉衛生に関する調査研究及び技術の研鑽を行い、もって食肉・食鳥肉衛生確保の発展向上に寄与することを目的とする。

3 構 成

(1)研究会の構成員は、食肉衛生検査所及び衛生管理課に所属する獣医師とする。

(2)研究会の会長及び副会長は、食肉衛生検査所長の中から選出する。

4 分科会

研究会に分科会を設置し、分科会は次の事項について調査研究及び技術の研鑽等をする。また、各食肉衛生検査所長は、構成員がいずれかの分科会に所属できるよう配慮すること。

(1)微生物分科会

① 微生物学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

(2)病理分科会

① 病理学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

(3)理化学分科会

① 理化学に関する調査研究及び技術の研鑽

② 各種疾病に関する情報の交換

5 分科会の運営

(1)各分科会は、分科会の運営に当たる代表委員を選出する。

(2)代表委員の選出については、都城、高崎、小林、都農、日向の輪番制にし、代表委員は各分科会の運営に当たること。

6 分科会の開催

(1)分科会の開催は、研究会長が分科会代表委員と協議の上、衛生管理課長及び各食肉衛生検査所長に文書で通知して行うものとする。

(2)各分科会の開催は、それぞれ年度内3回程度とする。

7 分科会の開催結果の報告

(1)代表委員は、分科会の開催結果について、速やかに研究会長に文書で報告すること。

(2)研究会長は、さらに衛生管理課長及び各食肉衛生検査所長あてに報告すること。

(3)分科会の出席者は、分科会において協議または研修した事項について、それぞれ所属する構成員に伝達すること。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3) と畜場における炭疽処理要領（昭 61. 3. 28 部長通知）

第 1 目 的

この要領は、と畜場で炭疽又はその疑いのある獣畜を発見した場合に、と畜場法に基づく措置を迅速かつ適切に実施し、その危害を最小限度に防止して、公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

第 2 疑似炭疽発見時の措置

炭疽の疑いのある獣畜を発見した場合は、と畜場法第 12 条の規定に基づく措置を行う。

(1) 検査員が講ずべき措置

- ① 直ちに従業員等に作業の中止を命じ、所長に報告すること。
- ② 従業員等及び汚染の疑いのある物品等の移動を制限又は禁止し、従業員等への感染、二次汚染の防止を図ること。
- ③ 確認検査に必要な検体採取・送付を的確速やかに行うこと。

(2) 所長が講ずべき措置

- ① 報告を受けたときは、炭疽に対する処理が円滑かつ迅速に行われるよう次に掲げる対策を指揮監督すること。

（場内指導）

(ア) 防疫に必要な者以外のと畜場内への出入を禁止するとともに、場内放送等により疑似獣畜の発見を周知させること。

(イ) 当該獣畜はもとより、接触者、運搬車その他の汚染の疑いのある物品等の移動を禁止すること。

(ウ) 場内にいる者、獣畜、運搬車その他物件等の移動を制限又は禁止すること。

(エ) 汚染の疑いのある場所への立入りを禁止し、排水等の流出防止の措置を講じさせること。

（確認検査）

(ア) 血液等の塗抹染色を行い鏡検するとともに、アスコリー反応試験を実施すること。

(イ) 必要に応じて臓器等の培養検査、動物試験等を実施し、診断の適確を期すること。

（連絡通報）……別表 1 を参照のこと。

(ア) と畜場設置者（管理者）等にその概要を通報し、各々の措置に対する協力を得ること。

(イ) 別記疑似炭疽発生報告書（様式 1 号）により判明した事項ごとに県に適宜速報すること。

(ウ) 当該獣畜の飼育地を所管する家畜保健衛生所に直ちに通報するとともに、連携を密にして汚染防止を図ること。

(エ) 当該獣畜がさく乳牛の場合（当該獣畜の同居牛にさく乳牛が飼育されている場合を含む。）

は所管の保健所長へ通報し、食品衛生上の危害発生を防止すること。

（消毒防疫）…… 別表 2 を参照のこと。

(ア) 炭疽感染を防止するため、当該獣畜接触者を把握するとともに、手指等の消毒を行い、必要に応じて医師の予防措置を受けるよう指導すること。

(イ) 確認検査により炭疽の疑いが濃厚と判定した時点で、当該獣畜及び汚染又は汚染の疑いのある物品等の消毒を開始する。

(ウ) 枝肉等の安全を確保するために、二次汚染防止に必要な措置を講ずること。

- ② 確認検査の結果炭疽でないことが判明したときは、速やかにその旨を関係者に通報するとともに移動禁止等の措置を解除すること。

(3) 県が行う措置

- ① 所長からの報告に基づき、関係機関に連絡するとともに、必要に応じて協議する。
- ② 防疫上、必要な事項について関係者へ指示し、調査等を依頼する。

第3 炭疽確定時の措置

炭疽と決定した場合は、と畜場法第12条の規定に基づく必要な措置を命じ次のことを行う。

(1) 報告及び届出

- ① 所長は炭疽発生報告書（様式2号）を県に提出すること。
- ② 家畜伝染病予防法第13条第1項の規定に基づく患畜等の届出（様式3号）を当該と畜場の所在地及び当該獣畜の飼育地を管轄する市町村に対し行うこと。

(2) 関係機関への通報……別表1を参照のこと。

関係機関への通報は、前記第2の2の①（連絡通報）に準じて行うこと。

(3) 防疫措置

- ① 当該獣畜を適正に処理し、その他の物品等への二次汚染を防止すること。
- ② 汚染の疑いのあるけい留畜及び枝肉に対し、必要な措置を講じ、安全確保に努めること。
- ③ 汚染された疑いのある構内の施設及び場所等についても十分に消毒を実施すること。
- ④ 汚染された疑いのある構内の施設、冷蔵庫、枝肉等のふき取り検査を行い、安全を確認すること。

(4) その他

- ① 汚染実態を調査し、全容を把握すること。
- ② 検査成績記録等は、整理したうえ適切に保存すること。

第4 広 報

報道機関に対する広報は、関係機関と協議のうえ福祉保健部長が行う。

第5 と畜場の業務再開

- (1) 場内の汚染箇所のふき取り検査を実施し、安全を確認する。
- (2) 検査結果に基づいて、関係機関と協議のうえ、と畜場法第12条の必要な措置を解除する。

第6 附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

疑似炭疽発生報告書

- 1 発見日時
- 2 発見と畜場
- 3 疑似獣畜
 - (1) 種類・品種・性別・年齢・毛色・体重
 - (2) 所有者住所、氏名、電話番号
 - (3) 飼育状況
 - ① 飼育地
 - ② 同居牛の異常の有無
 - ③ さく乳（同居牛のさく乳）の有無
 - ④ 乳の出荷先
 - ⑤ その他
 - (4) 搬入状況
 - ① 搬入日時
 - ② 搬入区分：一般畜・病畜・切迫畜
 - ③ 診療獣医師住所、氏名、電話番号、診断名
 - ④ その他
- 4 検査所見
 - (1) 検査日時
 - (2) 生体又は解体前の検査
 - (3) 解体後の検査
 - (4) 試験検査（鏡検・アスコリー反応等）
- 5 措置状況
- 6 その他

炭疽発生報告書

発生年月日	年 月 日		時 分			
発生と畜場						
炭疽獣畜	種類	品 種	性 別	年 齢	毛 色	体 重
区 分	氏 名	住 所			電 話 番 号	
畜 主						
申 請 者						
搬 入 者						
飼 育 搬 入 状 況	飼 育 状 況 (飼育地)					
	同居牛の異常					
	さく乳の有無					
	臨 床 所 見					
	治 療 (診断名)					
	診 療 獣 医 師	氏 名	住 所	電 話 番 号		
	搬 入 日 時	年 月 日		時 分		
	搬 入 区 分	一般畜	病 畜	切迫畜		
搬 入 状 況						
検 査 所 見	検 査 日 時	年 月 日 時 分				
	生 体 又 は 解 体 前 の 検 査					
	解 体 後 の 検 査					
	試 験 調 査	被 検 材 料				
		染 色 鏡 検				
		アスコリー反応				
		培 養 検 査				
	動 物 試 験					
決 定 日 時	年 月 日 時 分					
防 疫 措 置 状 況	と畜場内の措置					
	消 毒 実 態					
	そ の 他					
そ の 他						

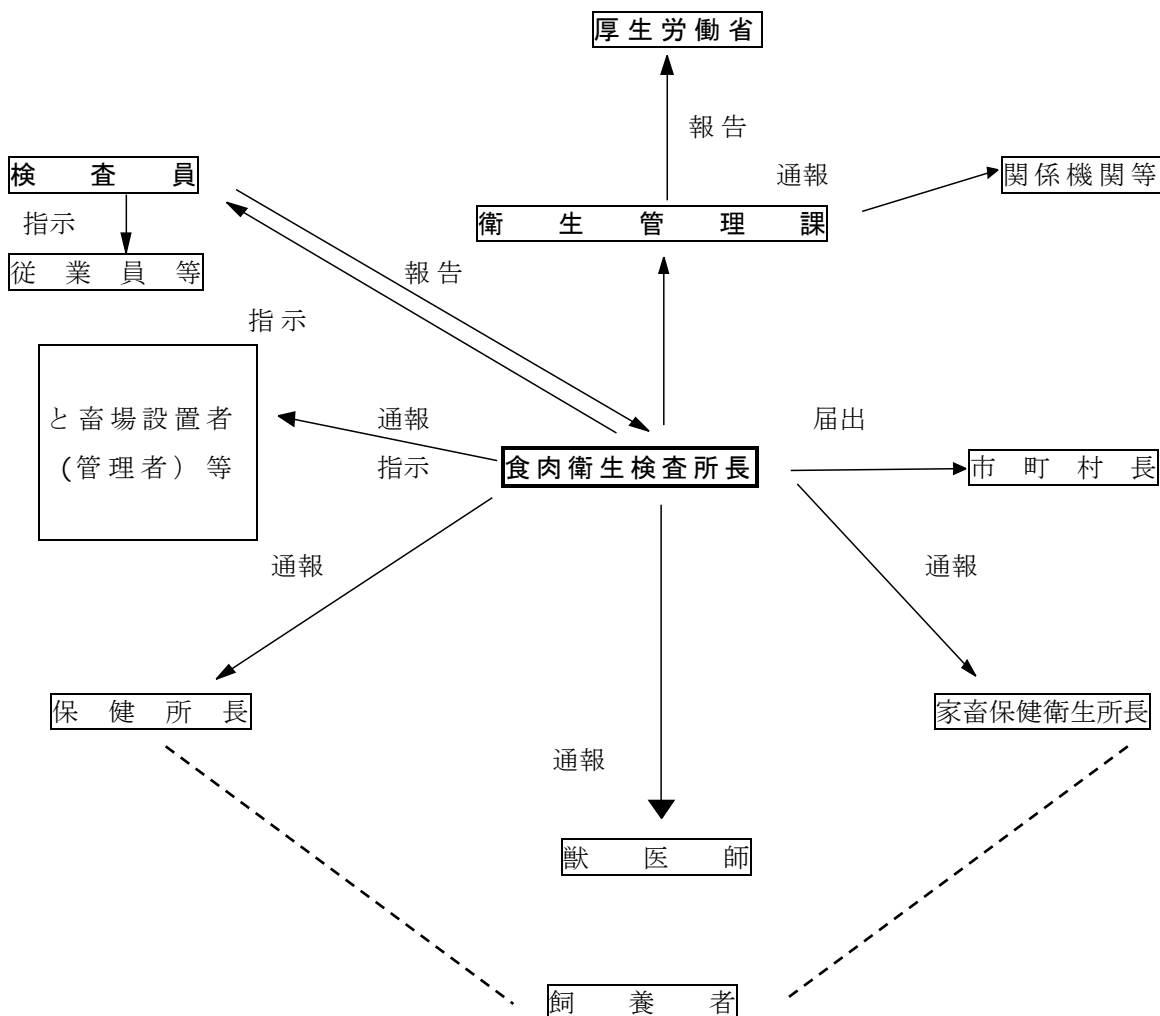
患 畜 等 の 届 出

家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項について文書又は口頭でしなければならない。

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
- 2 所有者の氏名又は名称及び住所
- 3 家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜の区分
- 4 家畜（死亡した家畜を含む。）の種類、性及び年齢（不明のときは推定年齢）
- 5 患畜若しくは、疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所
- 6 発見の年月日時及び発見時の状態
- 7 発病の推定年月日
- 8 その他参考となるべき事項

別表 1

炭 疽 处 理 系 統 図



消毒方法の基準

対 象	種 類	実 施 方 法	備 考
と体 敷わら 木製器具類 汚物等	焼却	① 焼却炉により焼却する。 ② 焼却炉によらない場合はと畜場構内又は防疫上支障のない場所（人家飲料水、河川、道路等に近接しない場所）に穴を掘り完全に焼却して十分に覆土する。	① 燃料は十分の量の薪（と体重量約2倍量）及び重油、ガソリン等を用いること。 ② 大動物（1頭）の場合は、外穴（縦横2m深さ0.8m）の底に、内穴（縦横1m深さ0.8m）を掘り、焼却部とする。 ③ 残った灰は埋却すること。 ④ 焼却場所及びその周辺は消毒すること。
処理室 運搬車	次亜塩素酸ソーダ ホルマリン水	十分散布浸潤させ、若しくは洗浄し、数日にわたり3回以上反復実施する。	5,000ppm ホルマリン1：水34
通路 けい留所等の 汚染場所	次亜塩素酸ソーダ クロール石灰 消石灰	十分散布し、数日にわたり3回以上反復実施する。	土壌の場合は表面にクロール石灰（消石灰）を散布後、深さ20～30cm起こし、搬出後、クロール石灰等を散布する。若しくは重油ガソリンを浸潤させて焼却する。
汚水溝 汚水汚物溜	次亜塩素酸ソーダ クロール石灰	汚物量の1/10以上の量	遊離塩素が十分残存するまで投入する。
器具・機械 衣服等	煮沸 蒸気 次亜塩素酸ソーダ ホルマリン水	① 1時間以上の煮沸 ② 15ポンド以上の加圧蒸気で30分又は100℃の流通蒸気1時間以上 ③ 有効塩素500～1,000ppm溶液に十分浸漬又は5,000ppm溶液を散布浸潤する。	左のいずれかの方法 ホルマリン1：水34
接触者	次亜塩素酸ソーダ 70%アルコール	手、腕等接触部位を温流水と石鹼で十分洗浄後、消毒する。	
その他	1. と畜場内のそ族・昆虫等の駆除 2. 使用水塩素消毒の強化		

4) と畜検査における諸疾病取扱要領（平2. 11. 22 部長通知）

と畜検査に当って、その判定基準等について特段の注意を要する疾病の取り扱いは、法令等に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 抗酸菌症

(1) 保留基準 一実質臓器に結核様病変を認めた場合

(2) 検体採取部位 実質臓器：肝臓、脾臓、腎臓、肺

リンパ節：腸間膜、下顎、第一肋骨、浅頸、腸骨下、膝窩、鼠径、内側腸骨

(3) 措置基準

ア 全部廃棄

(ア) ①下顎リンパ節若しくは腸間膜リンパ節と②複数実質臓器に結核様病変を認め①と②に、又は②の2箇所以上に抗酸菌を認めたもの。

(イ) ①下顎リンパ節若しくは腸間膜リンパ節と②一実質臓器、③躯幹リンパ節に結核様病変を認め、①②③の全てから抗酸菌染色により抗酸菌を認めたもの。

イ 一部廃棄

アに該当しない場合は、一部廃棄処分とする。

(4) 全部廃棄病名

敗血症

2 関節炎型豚丹毒

(1) 保留基準 内側腸骨リンパ節が鳩卵大（3×4cm）以上に腫大し、関節炎（滑液の増量又は絨毛の増生）を認めるもの。

(2) 検体採取部位 内側腸骨リンパ節、滑液又は絨毛

(3) 措置基準 検査の結果、いずれの部位からでも豚丹毒菌を検出した場合は、全部廃棄処分とする。

(4) 全部廃棄病名 豚丹毒

附 則

この要領は、平成2年11月22日から施行する。

5) 時間外の病畜検査における受付時間（令2. 2. 13 部長通知一部省略）

1 対象獣畜

突発的に発病し、緊急やむを得ないものに限る。

従って、発病後長時間に及んで時間内に搬入可能であったものは除く。

（※主たる診断名が脂肪壊死等、発病経過の長い疾患は、緊急病畜対応の対象獣畜には該当しない。）

2 受付（搬入）時間の制限

(1) 平日 午後6時まで

(2) 土曜日及び休日 正午まで

(3) 年始（1月1日から1月3日までの3日間） 実施しない

なお、搬入開始時間は、原則として午前8時30分とする。

※但し、受付については、原則として当該獣畜の搬入から1時間半程度前までに施設側への事前連絡を徹底して行うこと。

3 実施月日

令和2年4月1日から

但し、3ヶ月は周知期間として現行受付時間で弾力的に実施する。

6) 食肉及び食鳥肉に残留する動物用医薬品等対策要領（平8. 7. 4 部長通知）

趣 旨

本県における畜産振興は、県の最も重要な施策の一つであるが、生産される畜産物は、最終的に食品として 供給されるものであり、食肉・食鳥肉の安全性の確保は、極めて重要な問題である。現在、「飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律」（昭28. 4. 1 法律第35号）及び「薬事法」（昭35. 8. 10 法律第145号）等により飼料添加物及び動物用医薬品として使用される抗生物質及び化学的合成品である抗菌性物質については、対象動物ごとに用法、用量に従って使用禁止期間を設ける等の規制がされている。

一方、「食品衛生法」（昭22. 12. 24 法律第233号）第7条に基づく食品、添加物等の規格基準で、食品一般の成分規格として、食品については抗生物質の含有を禁止しており、食肉、食鳥卵及び魚介類については、抗生物質のほか化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならないと規定されていたが、平成7年12月26日厚生省告示第218号により、この食品、添加物等の規格基準が一部改正され、オキシテトラサイクリン、ホルモン剤、内寄生虫用剤等6品目（以下「動物用医薬品等」という。）の残留基準値が設定されたところである。

しかしながら、畜産の現状は、抗生物質等が動物用医薬品あるいは飼料添加物として使用されている。このような状況を踏まえ、動物用医薬品等の適正使用の徹底を期し、安全で衛生的な食肉・食鳥肉の確保を図るために、この対策要領を定めるものである。

農政水産部の対応

- 1 県獣医師会、畜産関係諸団体及び畜産農家に対し、動物用医薬品を適正に使用し、食肉・食鳥肉の安全性を確保するよう積極的に指導し、普及啓発を図ること。
- 2 飼育者等が家畜に動物用医薬品等を投与した場合は、その記録を3か月以上保存するように指導すること。
- 3 動物用医薬品等の投薬を受けた家畜及び家禽等を食用に供する目的で、と畜場及び食鳥処理場に出荷する場合は、動物用医薬品等の投与経過を明記した書類（診断書等）を添えて、出荷するよう指導すること。
- 4 福祉保健部の対応 2 による依頼に対しては、特定の家畜及び家禽等の動物用医薬品等の使用状況について、獣医師及び飼育者等の調査を行い、必要な措置を講ずるとともに、その結果を食肉衛生検査所に情報提供すること。

動物用医薬品等投与経過報告書

畜種		品種		性別		年齢		産地	
令和 年 月 日		時頃発病							
元気なし		食欲なし		下痢		便秘		せきをする	
								呼吸困難	
								立てない	
								歩けない	
動物用医薬品等の投与状況						投与の有無			
						有 無			
薬品名		投与量		投与年月日		備考			
(動物用医薬品等の飼料、飲水混入給与状況)						混入給与の有無			
						有 無			
薬品名		飼料、飲水混入の別		混入量		最終給与年月日		備考	

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

食肉衛生検査所長殿

飼養者又は申請者

住所

氏名

(TEL) ()

福祉保健部の対応

- 1 と畜場の設置者、食肉関係業者及びと畜場に直接獣畜を搬入する飼育者等に対し、薬事法に基づく使用禁止期間を遵守するよう指導すること。
- 2 獣医師の診療を受けた獣畜については、当該獣畜に係る動物医薬品等の投薬を明記した書類（診断書等）を、獣医師の診療を受けていない獣畜については、飼育者等に対して動物用医薬品等の投与経過報告書（飼料・飲水に混入して与えた場合も含む。）を提出させ、とさつ解体後、これらの残留の疑いのあるものについては、そのと体（内臓を含む。）を一時保留し、検査実施要領に基づく検査を実施すること。
検査の結果、陽性の場合、関係者から事情を聴取し、必要によっては、家畜保健衛生所に調査を依頼し再発防止を図るとともに食品衛生法に基づく措置を講ずること。
- 3 動物用医薬品等の使用経過が不明で、かつ、当該獣畜が死に瀕するなど緊急を要する場合は、全てそのと体を一時保留し、検査実施要領に基づく検査を実施し、陽性の場合、上記 2 と同様、食品衛生法に基づく措置を講ずること。
なお、この場合においても、飼育者等に対して当該獣畜に係る動物用医薬品等の使用経過を明らかにした書類を提出させるよう指導するものとし、使用禁止期間を経過していないことが明らかになった場合は、家畜保健衛生所に通報し、再発防止を図るよう指導を要請すること。
- 4 食鳥処理場についても、上記 1～3 に準じ対応すること。

この要領は、平成 8 年 7 月 1 日より施行する。

7) と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の残留動物用医薬品等の検査実施要領

（令 3. 4. 1 部長通知）

と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉に残留する抗生物質、化学的合成品である抗菌性物質、ホルモン剤、内部寄生虫用剤（以下「動物用医薬品等」という。）の検査実施要領を次のように定める。

1 検査機関

動物用医薬品等の残留検査は、食肉衛生検査所において実施する。

2 検査対象

と畜場及び食鳥処理場において、とさつ解体される獣畜及び家きんのうち、次に示すものとする。(1) 宮崎県食品衛生監視指導計画に基づき、衛生管理課長が必要と認めたもの。(2) 食肉衛生検査所長が必要と認めたもの。

3 検査材料

獣畜及び家きんの内臓、筋肉その他検査のために必要な部位

4 検査方法及び判定

(1) 抗生物質及び化学的合成品である抗菌性物質（合成抗菌剤）の場合

ア 畜水産食品中の残留物質検査法第 1 集の 5「食肉の抗菌性物質簡易検査法（改定法）」（昭和 58 年 3 月 24 日 環乳第 9 号）により実施すること。

イ アにより陽性と判定された場合、「畜水産食品中の残留抗生物質の分別推定法（改訂）」（平成 6 年 7 月 1 日衛乳第 107 号通知別添 3）により抗生物質の系統を同定すること。系統が同定できたものを陽性とする。なお、「食品添加物等の規格基準」に掲げる食品ごとの残留基準値（以下「残留基準値」という。）が定められている抗生物質については、公定法により定量検査を実施し、基準値を越えたものを陽性とする。

ウ 合成抗菌剤は、「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」（平成 5 年 4 月 1 日衛乳第 79 号通知別添 2）により実施し、この方法にある定量下限の数値を超えたものを陽性とする。なお、残留基準値が定められている合成抗菌剤については、公定法により定量検査を実施し、基準値を超えたものを陽性とする。

(2) (1) 以外の動物用医薬品の場合

ア 「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について（平成 17 年 1 月 24 日食安発第 124001 号）」に基づき実施すること。

イ アによる検査の結果、食品衛生法第 13 条第 1 項に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品 A 各条の「食品一般の成分規格」5(1)の表に掲げる物質が検出されたもの及び

6(1)の表に掲げる物質が表中第3欄に規定する物質の量の限度を超えたものを陽性とする。

なお、同法第13条第3項に基づき、第1項の食品の成分に係る規格が定められていない場合について、「人の健康を損なう恐れのないことが明らかであるもの」を除き、一律基準値を超えたものを陽性とする。

- (3) 今後、基準値が設定されたものについては(1)、(2)に準じ、検査するものとする。
- (4) (1)イ、ウ(2)アの定量検査方法については、妥当性評価のガイドライン(平成22年12月24日食安発1224第1号別添)に基づき、妥当性を確認した試験法で検査するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日福祉保健部長通知別添)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

8)と畜検査員及び食鳥検査員の外部検証実施要領（令3.5.20部長通知）

（目的）

第1 この要領は、令和2年5月28日付け生食発0528第1号（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」以下「通知」という。）に基づき、本県の外部検証実施計画策定のために必要な事項を定め、外部検証の実施に資することを目的とする。

（対象施設）

第2 各食肉衛生検査所の所管すると畜場及び大規模食鳥処理場とする。

（検証の実施者）

第3 実施者は次のとおりとする。

（1）と畜検査員

（2）食鳥検査員

（検証実施項目）

第4 外部検証実施者は、以下の項目について検証を実施する。

（1）作業前点検及び作業中点検

（2）書類検証（衛生管理計画、作業手順書、衛生管理の実施記録、従業員の衛生教育実施記録その他関連文書等）

（3）微生物検査

（実施の方法）

第5 食肉衛生検査所長は、通知に基づき「外部検証実施計画」の策定を行い、前条（1）及び（2）の事項については、実施頻度、実施者、前条（3）については、検体数及び検査項目を規定するものとする。

なお、実施頻度は、原則、通知に基づき規定するが、施設の規模や操業状況等の理由により、食肉衛生検査所長が内容や頻度をその都度検討するものとする。

（実施計画の報告）

第6 食肉衛生検査所長は、実施計画を策定し、策定後、速やかに衛生管理課長に報告を行う。

（実施計画の見直しと変更）

第7 実施計画は、年に1回以上の頻度にて、見直しを行うものとする。実施計画に変更がある場合は、衛生管理課長へ予め報告を行うこと。

（実施状況の確認及び報告）

第8 外部検証実施者は、食肉衛生検査所長に対し、速やかに検証結果を報告し、当該施設を所管するその他のと畜検査員及び食鳥検査員に共有する。

（外部検証の結果の記録及び保存）

第9 食肉衛生検査所長は、書類検証の結果を記録し、保存する。

（改善指導）

第10 食肉衛生検査所長は、必要に応じ、検証結果に基づく改善を指導し、対象施設の改善措置が適切であるかを確認する。

（改善指導報告）

第11 食肉衛生検査所長は、前条に基づく指導を実施した場合のうち、その内容が法令等の違反など重篤な事項を確認した場合は、速やかに衛生管理課長に報告する。

（検査員への研修）

第12 衛生管理課長は、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、定期的に研修を実施し、検査員の能力の平準化に努めるものとする。

食肉衛生検査所長は、と畜検査員及び食鳥検査員に対し、適宜、教育・研修を行うものとする。

（その他）

第13 その他必要な事項については、衛生管理課長、食肉衛生検査所長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

9) 宮崎県と畜場・食鳥処理場衛生管理査察実施要領（課長通知）

（目的）

第1 この要領は、県内のと畜場及び大規模食鳥処理場等に対する衛生管理査察を実施することで、食肉及び食鳥肉の安全性の確保の推進を図ることを目的とする。

（対象施設）

第2 査察を実施する施設は、次のとおりとする。

- (1) 県内と畜場
- (2) 県内大規模食鳥処理場

（査察の実施）

第3 査察は、衛生管理課長の命により実施する。

（査察者）

第4 査察者は、次のとおりとする。

- (1) 食肉衛生検査所衛生管理担当リーダー
- (2) その他食肉衛生検査所長が指名する者

（査察項目）

第5 査察項目は、次のとおりとする。

- (1) と畜場法に基づく、一般と畜場の構造設備の基準、と畜場の一般的な衛生管理、と畜業者等の講ずべき衛生措置（HACCPに基づく衛生管理）
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく構造設備基準、大規模食鳥処理場の一般的な衛生管理、食鳥処理業者等の講ずべき衛生管理（HACCPに基づく衛生管理）
- (3) と畜場及び大規模食鳥処理場におけるHACCP検証等実施要領で規定する項目
- (4) 宮崎県と畜場検証マニュアル（平成29年2月27日付け衛生管理課長通知別紙）で規定する項目

（査察方法）

第6条 査察の方法は次のとおりとする。

- (1) 施設のウォークスルー（作業前・作業中の状況を確認）
- (2) 衛生管理に関する文書、記録の確認
- (3) 施設責任者及び作業者に対するウォークスルー時及び会議室インタビュー
- (4) 査察結果の講評

（会議の開催）

第7条 衛生管理課長は、査察実施に必要な事項を協議するため衛生管理担当リーダー会議を開催する。

- 2 衛生管理担当リーダー会議に会長を置き、会長は衛生管理課長が指名する職員をもって充てる。
- 3 会長は会議を代表し、会議の協議を統括すること。
- 4 会議では、査察日程、査察者の配置、査察項目、方法、結果等を協議する。

（査察回数）

第8条 各施設毎に年一回以上とする。

（査察結果報告）

第9条 査察者は、衛生管理課長及び食肉衛生検査所長に対し、速やかに査察結果を報告する。

（改善指導）

第10条 報告を受けた食肉衛生検査所長は、必要に応じ、対象施設に対して、査察結果に基づく改善を指導する。

（改善指導結果報告）

第11条 食肉衛生検査所長は、前条に基づく指導を実施した場合、その改善指導結果を速やかに衛生管理課長に報告する。

（その他）

第12条 その他必要な事項については、衛生管理課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 3 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

10) 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル

(令 6.10.23 課長通知)

- 1 スクリーニング検査
- 2 スクリーニング検査陽性時の対応
- 3 家保・保健所等関係機関と協力して行う対応
- 4 報告、情報公開及び広報
- 5 処理場等の再開に向けての対応
- 6 処理場および関係機関等との訓練
- 7 感染防止対策
- 8 平常時・HPAI 流行期および国内で HPAI が発生した際の生体検査方法

平成 18 年 7 月 14 日

平成 24 年 2 月 22 日改訂

平成 29 年 1 月 28 日改訂

令和 6 年 10 月 23 日改訂

11) 豚と畜場における CSF (豚熱) ・ ASF (アフリカ豚熱) ・ FMD(口蹄疫)発生に係る初動対応マニュアル

(令 6.10.6 課長通知)

- 1 はじめに
- 2 臨床症状及び解体所見
- 3 発生時に備えた事前の準備
- 4 初動対応
- 5 と畜場及び食肉処理施設の消毒
- 6 再開に向けた対応
- 7 初動対応連絡体制
- 8 CSF、ASF、FMD の症例写真

令和 6 年 10 月 6 日

11. と畜場の概要（令和8年4月1日現在）

と畜場名 許可年月日	と畜場番号 許可番号	所在地	管理者及び事業主体	施設の現状			処理頭数/日	
				敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	汚水処理能力 (t)	大動物 (頭)	小動物 (頭)
都城ウエルネスミート(株) R2. 4. 1	2 245-2092	都城市平江町36-2 TEL : 0986 (22) 0743	都城ウエルネスミート(株)	18,289	9,356	終末処理場へ	60	2,200
(株)ミヤチク高崎工場 S55. 3. 10	7 242-834	都城市高崎町大牟田4268-1 TEL : 0986 (62) 1147	(株)ミヤチク	50,000	10,247	1,800	65	1,050
サンキョーミート(株)霧島ミートプラント H29. 4. 1	5 245-2040	小林市細野2523 TEL : 0984 (23) 6129	サンキョーミート(株)	13,156	1,538	800	40	1,080
(株)丸正フーズ S62. 4. 1	6 242-28	えびの市大字大河平4633番地 TEL : 0984 (33) 4129	(株)丸正フーズ	28,233	1,215	600	100	400
(株)ミヤチク都農工場 H31. 4. 1	1 245-2094	児湯郡都農町大字川北15530 TEL : 0983 (25) 1188	(株)ミヤチク	94,275	14,236	1,600	60	820
(株)SEミート宮崎 R6. 1. 22	10 245-2182	西都市大字岡富1500	(株)SEミート宮崎	10,261	4,611	240	70	-
宮崎県簡易と畜場(川南支場) S43. 6. 24	13 242-330	児湯郡川南町大字川南21986 TEL : 0983 (27) 0168	宮崎県	528	230	1,666	-	10
南日本ハム(株) S36. 5. 15	11 公-550	日向市大字財光寺1193 TEL : 0982 (54) 4186	南日本ハム(株)	71,949	3,021	2,000	-	1,200
延岡市食肉センター S53. 5. 1	3 242-118	延岡市塩浜町2-2052-1 TEL : 0982 (34) 6332	延岡市宮崎ビーフセンター(株)	9,142	1653	終末処理場へ	38	-

12. 大規模食鳥処理場の概要（令和8年4月1日現在）

検査所名	処理場名	所在地	面積 (m ²)		浄化槽能力 (t/日)	1日平均処理羽数
			敷地	建物		
都城	(株)エビス商事	都城市豊満町980-1	26,061	3,471	1,000	28,500
	(株)児湯食鳥 都城工場	都城市高城町桜木1069-5	63,762	25,343	3,000	83,000
高崎	宮崎くみあい チキンフーズ(株)都城食品工場	都城市上水流町2832	36,505	7,285	1,500	58,000
小林	エビスプロイラーセンター(株)	小林市野尻町紙屋3098	27,355	4,323	800	37,000
都農	宮崎サンフーズ(株)	児湯郡新富町大字新田4180	16,943	9,412	1,400	65,500
	宮崎くみあい チキンフーズ(株)川南食品工場	児湯郡川南町大字平田字元原6655-5	87,045	16,796	2,520	87,500
	(株)児湯食鳥 本社工場	児湯郡川南町大字川南21622-1	49,681	12,511	2,000	69,700
日向	日本ホワイトファーム(株)	日向市美々津町2277	29,813	6,276	2,800	80,000

13. 認定小規模食鳥処理場の概要（令和8年4月1日現在）

検査所名	処理場の名称	住 所	備 考
都城 11施設	安藤かしわ店	都城市高城町徳満坊2676	
	くろき養鶏	都城市山田町山田363-2	廃止 (R8.1.9)
	(有)原田養鶏	都城市平塚町9856	休止中
	赤鶏の楠見	都城市今町8410-5	
	(株)鶏愛	都城市山田町山田4645-1	
	(株)地頭鶏ランド日南	日南市大字毛吉田2723-1	休止中 (R7.6.1)
	(株)みやざき地頭鶏綾ファーム	綾町大字南俣陣ノ尾5511-74	休止中
	(株)アジアパシフィックファーム	都城市大岩田町5785-3	
	(有)中村養鶏	都城市美川町818-2	
	(株)熊田原工務店養鶏部処理場	日南市大字下方1616	
	南郷ファーム加工センター	日南市塚田乙1922-1	新規 (R7.9.12)
高崎 5施設	株式会社 地鳥屋 とりこ	都城市高崎町縄瀬3970	
	かねまる地頭鶏農場	都城市高崎町縄瀬3203-2	
	株式会社東久保養鶏	都城市高崎町前田野平4294-1	
	椎原養鶏場	都城市高崎町縄瀬3500	
	中野養鶏	都城市高崎町前田1776-53	
小林 9施設	押川食鳥	小林市真方1550-3	
	(有)東康夫養鶏場	えびの市大字坂元1640	
	えびの地頭鶏	小林市北西方8179-1	
	飛来幸鶏ファーム	小林市南西方1247-1	
	おく松さんちの地どり	えびの市大字大河平1210	休止中
	鶴田農場	小林市北西方892-3	休止中
	橋口養鶏場	高原町大字後川内5968-1	休止中
	(有)海老原養鶏場	高原町大字広原173	
出水ヨウケイ	えびの市大字末永3201-1		
都農 7施設	黒木食鳥	川南町大字川南11260-1	
	(株)KAORU BIRD 西都加工場	西都市大字上三財2902	
	コッコ愛卵土	木城町大字中之又118	休止中
	黒岩牧場	高鍋町大字持田4864	
	甲斐養鶏処理場	西都市大字加勢字松原361	
	(有)オー・エヌフーズ	西都市南方下原1825-4	休止中
(株)地頭鶏ランド西都加工センター	西都市調殿中島1394-7		
日向 8施設	地藏の里 一軒家	美郷町北郷区宇納間6164	
	延岡食鳥株式会社	延岡市貝の畑町2569-3	休止中
	みやざき地頭鶏センター	美郷町西郷区田代9549-1	
	矢野養鶏場	延岡市舞野町1487-5	
	古本養鶏場	日向市大字財光寺3445-150	
	宮崎ひむか地鶏有限会社食品工場	日向市美々津町4419-1	休止中
	まつた屋食鳥	延岡市松原町3丁目8929-1	
木原作業所	延岡市上伊形町1284		
合 計		40施設	

宮崎市は中核都市のため、宮崎県とは別に認定小規模処理場を所管している。

14. 輸出認定施設一覧（令和8年4月1日現在）

1) 牛肉等

2) 豚肉等

施設名	(株)ミヤチク高崎工場	サンキョーミートプラント(株)霧島	(株)ミヤチク都農工場	宮崎ビーフセンター(株)延岡工場	(株)SEミート宮崎	都城ウエルネスミート(株)	林兼産業(株)都城工場	(株)ミヤチク高崎工場	サンキョーミートプラント(株)霧島	(株)ミヤチク都農工場	南日本ハム(株)			
	施設番号	M-1	MP-1	M-5	MP-3	M-6	MZM	MZN	MZH	MP-1	MZR	MYZK-1	MP-2	MZS
輸出認定国、地域	米国	○		○										
	カナダ	○												
	オーストラリア	○												
	香港	○		○			○	○	○		○	○		○
	台湾	○		○										
	シンガポール	○		○								○		
	マカオ	○		○										
	タイ	○		○										
	EU			○										
	メキシコ	○												
	ベトナム	○	○		○					○			○	
	ニュージーランド	○		○										
	フィリピン	○		○										
	ミャンマー	○	○											
	ブラジル	○												
	カタール					○								
クウェート					○									
アラブ首長国連邦					○									
インドネシア					○									

3) 食鳥肉

施設名	(株)エビス商事			宮崎くみあいチキンフーズ(株)都城食品工場		エビスブロイラーセンター(株)		宮崎サンフーズ(株)	宮崎くみあいチキンフーズ(株)川南食品工場	(株)児湯食鳥本社工場	日本ホワイトファーム(株)		
	施設番号	MZT	MZT-1	MY1	MZD-1	MZD	MZF	MZF-1	MZI	MZC	MY2	MZP	MZB
輸出認定国、地域	香港	○				○	○		○	○		○	○
	シンガポール				○								
	マカオ		○		○			○		○			
	ベトナム			○		○			○	○	○		○

15. 参 考

1) と畜場別使用料（令和8年4月1日現在）

と畜場名	畜種 時間	牛・馬	と く ・ こ ま		豚	緬羊 山羊
			12ヶ月未満	1ヶ月未満		
都城ウエルネスミート㈱	内外	2, 750	880	880	(普) 880	—
		2, 970	1, 100	1, 100	(大、種) 1, 056 (普) 1, 100 (大、種) 1, 276	
㈱ミヤチク 高崎工場	内外	6, 600	1, 144	1, 144	1, 144	1, 144
		9, 900	1, 716	1, 716	1, 716	1, 716
サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	内外	9, 800	2, 400	2, 400	(普) 940	1, 270
		9, 800	2, 400	2, 400	(大、種) 1, 100 (普) 940 (大、種) 1, 100	1, 480
㈱丸正フーズ	内外	6, 600	1, 100	1, 100	1, 100	495
		8, 950	1, 265	1, 265	1, 325	605
㈱ミヤチク 都農工場	内外	6, 600	1, 144	1, 144	1, 144	1, 144
		9, 900	1, 716	1, 716	1, 716	1, 716
㈱SEミート宮崎	内外	6, 600	3, 300	3, 300	—	—
		9, 900	4, 950	4, 950	—	—
南日本ハム(株)	内外	—	—	—	(普) 1, 375	—
		—	—	—	(大) 1, 386 (普) 1, 694 (大) 1, 694	—
延岡市 食肉センター	内外	660	550	550	—	—
		990	825	825	—	—

消費税及び地方消費税を含む

2) と畜場別解体料（令和8年4月1日現在）

と畜場名	畜種 時間	牛・馬	と く ・ こ ま		豚	緬羊 山羊
			12ヶ月未満	1ヶ月未満		
都城ウエルネスミート㈱	内外	4, 950	4, 620	4, 400	(普) 924	—
		5, 060	4, 675	4, 455	(大) 1, 364 (種) 2, 244 (普) 1, 804 (大) 2, 464 (種) 3, 564	
㈱ミヤチク 高崎工場	内外	7, 150	1, 276	1, 276	1, 276	1, 276
		10, 725	1, 914	1, 914	1, 914	1, 914
サンキョーミート(株) 霧島ミートプラント	内外	6, 450	5, 800	5, 800	(普) 1, 590	1, 170
		6, 450	5, 800	5, 800	(大) 2, 320 (種) 3, 690 (普) 1, 590 (大) 2, 320 (種) 3, 690	1, 320
㈱丸正フーズ	内外	7, 300	1, 100	1, 100	1, 200	605
		10, 050	1, 375	1, 375	1, 486	715
㈱ミヤチク 都農工場	内外	7, 150	1, 276	1, 276	1, 276	1, 276
		10, 725	1, 914	1, 914	1, 914	1, 914
㈱SEミート宮崎	内外	7, 150	3, 575	3, 575	—	—
		10, 725	5, 363	5, 363	—	—
南日本ハム(株)	内外	—	—	—	(普) 1, 375	—
		—	—	—	(大) 1, 650 (普) 1, 694 (大) 2, 035	—
延岡市 食肉センター	内外	4, 400	1, 430	1, 430	—	—
		7, 700	2, 145	2, 145	—	—

消費税及び地方消費税を含む